

京都市告示第30号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、平成17年4月1日から平成18年3月31日まで財団法人京都市女性協会を京都市公金受託者とし、京都市女性総合センターの使用料の徴収事務を委託します。

平成17年4月1日

京都市長 榊 本 頼 兼

(文化市民局共同参画社会推進部男女共同参画推進課)